

## 鳥取市林業新規就業者支援対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市林業新規就業者支援対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、意欲ある若者等の林業への就業を促進し、森林整備を効率的に行える現場技能者の確保・育成を図ることを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とし、本補助金の交付を受けようとする年度において「緑の雇用」現場技能者育成推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付22林政経第224号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施される事業とする。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する同表第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）以下とし、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同表第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定)

第7条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、

仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更等）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

（着手届）

第9条 本交付金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項の着手届の提出を要さないものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了後30日以内又は補助対象事業の完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率等
林業新規就業者支援対策事業	「緑の雇用」現場技能者育成推進事業（以下、「緑の雇用」事業」という。）の適用を受けた鳥取市在住の者が所属する林業事業体	<p>(1) 研修準備費</p> <p>「緑の雇用」事業の適用を受けた 林業作業士（フォレストワーカー）研修（以下「FW 研修」という。）1年目の研修生を雇用する林業事業体が研修等に使用する林業用の機械用具等について、1人の研修生について林業事業体が負担する経費の額から「緑の雇用」事業費補助金の額を控除した額（本補助金の申請年度の4月1日から1月末日までに購入（支払）した機械用具等を対象とする。）</p> <p>(2) 資材費</p> <p>「緑の雇用」事業の適用を受けたトライアル雇用又は FW 研修1年目の研修生を雇用する林業事業体が研修等に使用する資材等について、1人の研修生について林業事業体が負担する経費の額から「緑の雇用」事業費補助金の額を控除した額（本補助金の申請年度の4月1日から1月末日までに購入（支払）した資材等を対象とする。）（注1）</p>	<p>(1) 2／3 ただし、1人あたり150,000円を上限とする。</p> <p>(2) 2／3 ただし、1人あたり60,000円を上限とする。</p>

（注1） 資材費はトライアル雇用と FW 研修1年目を通じて、1人の研修生について1回のみの補助とする。

様式第1号（第6条、第10条関係）

鳥取市林業新規就業者支援対策事業計画（報告）書

1. 事業計画（実績）

(1) 経費の総括

(単位：円)

区分	対象者 数	事業費	補助事業に 要する経費	負担区分			備考
				『縁の雇用』 補助金	市補助金	その他	
研修準備費							
資材費							
計							

(2) 事業計画（実績）表

(ア) 研修準備費

(単位：円)

対象者氏名	事業費	補助事業に 要する経費	負担区分			備考
			『縁の雇用』 補助金	市補助金	その他	

(イ) 資材費

(単位：円)

対象者氏名	トライアル雇用・ FW研修1年目の別	事業費	補助事業に 要する経費	負担区分			備考
				『縁の雇用』 補助金	市補助金	その他	

1 実績報告には、領収書の写しを添付すること。

2. 収支予算（決算）書

(1) 収入

区分	予算額	精算額	比較増減		備考
			(増)	(減)	
研修準備費・資材費	緑の雇用 補助金				
	市補助金				
	その他				
計					

(2) 支出

区分	予算額	精算額	備考
事業費			

3. 事業完了年月日

年　　月　　日

別紙

## 林業新規就業者支援対策事業計画(実績)明細書

対象者氏名

対象者住所

※該当するものに✓を入れる

トライアル雇用      フォレストワーカー研修（1年目）

購入品明細

- 明細書は対象者一人につき一枚作成すること。
  - 「緑の雇用」で申請する予定の資材を記載すること。

様式第2号（第10条関係）

仕入控除税額確定報告書

年   月   日

鳥取市長 様

住 所

氏 名 印

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号により交付決定通知があった鳥取市林業新規就業者支援対策事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額（年 月 日付第号による額の確定通知額）

金    円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定交付控除税額）

金    円

3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金    円

4 要補助金返還相当額（3-2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額

金    円

※積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。